

千葉市住宅用 再生可能エネルギー等設備 導入事業補助金のご案内 (平成30年度)

千葉市では、再生可能エネルギー等の導入を促進するため、市内の住宅に再生可能エネルギー等設備を導入しようとする方に、補助金を交付します。

- 【本案内の構成】
- 補助金事業の概要
 - 各書類の記入及び提出時における注意点

平成29年度からの主な変更点

【申請全般】

- ・事後申請になりました。

※昨年度は交付決定通知後にシステムの設置工事に着手していただいていたおりましたが、今年度からは、設備の設置工事完了または引渡し完了後に「申請書兼実績報告書」を提出していただきます。

【太陽光発電システム】

- ・補助金額の算定方法を変更しました。(3ページ「2補助金の額」参照)
- ・システム設置工事を市内業者が請け負った際の補助金額の上乗せは廃止しました。

【家庭用燃料電池システム】

- ・補助金額を8万円に変更しました。
- ・国が実施する平成30年度の補助金の交付決定を受けていることを補助対象設備の要件に追加しました。(詳細は5ページ波線部参照)

【地中熱ヒートポンプシステム】

- ・補助金額を10万円に変更しました。

【提出書類】

- ・導入設備等証明書
- ・領収内訳書
- ・黒板入り写真(日付入りのもの)

などの書類の添付が必須となりました。(詳細は8ページ5(5)提出書類を参照)

！！注意点！！

- 各提出書類の氏名欄には、申請者の自署が必要です。なお、書類の訂正（修正ペン、訂正印不可）がある場合は「各書類の記入及び提出時における注意点」を参照し、適切な処理をお願いします。
- 資源エネルギー庁の設備認定処理期間の変更等により、電気事業者との当該設備により発電した電気に係る特定契約が遅れる場合があります。申請受付期間に間に合うように系統連携申込等をお願いします。
- 交付申請書兼実績報告書の受付日は、書類を記入した日又は公社に書類を提出した日ではなく、提出書類に不備・不足等がないことを公社が確認し受理をした日付になりますので、余裕をもって書類を提出することをおすすめします（交付決定通知書は、交付申請書類を公社が受理した後、約4週間で発送します）。**

目次

<補助金事業の概要>

1	対象となるシステム	3ページ
2	補助金の額	3ページ
3	申請要件	4ページ
4	補助金交付の流れ	7ページ
5	補助金の交付を受けるために必要な手続	8ページ
6	注意事項	12ページ

〈補助金事業の概要〉

1 対象となるシステム

システム名	募集予算額、 件数	受付 方法	受付期間
太陽光発電システム	計 2,129 万円	先 着 順 (※1)	<申請受付期間> 平成30年4月27日(金) ~平成31年2月22日(金) (土・日・祝日、平成30年12月 29日~平成31年1月3日を 除く)
太陽熱利用給湯システム (強制循環式)			
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	計 3,300 万円		
定置用リチウムイオン 蓄電システム			
地中熱 ヒートポンプシステム	10万円 (1件)		

※1同日の受付で募集予算額、件数を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

各システムの残予算等の最新募集状況は、[千葉市住宅供給公社ホームページ](#)をご覧ください。

2 補助金の額

システム名	補助金の額
太陽光発電システム	【算定式】 <u>2万円 × 太陽電池モジュールの最大出力値</u> (単位：kW、小数第3位を <u>四捨五入</u>) (千円未満切捨て) ただし、最大出力値が4.50kWを超えるものにおいては、4.50kWを 最大出力値とする(上限9万円)。
太陽熱利用給湯システム (強制循環式)	<u>10万円</u> ※2
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<u>8万円</u>
定置用リチウムイオン 蓄電システム	<u>10万円</u>
地中熱ヒートポンプシス テム	<u>経費(税抜)の10分の1</u> (千円未満は切捨て)。 ただし、上限を10万円とする。

※2先着順で基本の補助額5万円からさらに5万円を上乗せした10万円を交付します。予算に達した場合は基本の補助額5万円を交付します。

3 申請要件

補助金を受けようとする方は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 申請者が住宅のシステムを購入・工事費を支払うこと。
 - ・「領収書」の宛名等に申請者が含まれていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。また、申請者の市税の納付状況を市が確認することに同意すること。
- (3) 住宅が「賃貸住宅」又は「居住部分の面積が延床面積の1/2未満である店舗等の併用住宅」でないこと。
 - ※登記事項証明書の表題部種類①欄が、原則として「居宅」であること。
- (4) **太陽光発電システム**の場合は、次のいずれにも適合すること
 - ・申請者自らが電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること。
 - ・システムの導入を行う住宅が**既築住宅**であり、(5)の要件を満たすこと。
 - ・申請日までに、次のいずれかの設備が設置されていること。
 - (ア) エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの
 - (イ) 定置用リチウムイオン蓄電システム

別表の定置用リチウムイオン蓄電システムの仕様に定める要件（P6(2)の要件を除く）に該当するもの。
- (5) **自らが居住している住宅（既築住宅）**の場合は、次のいずれにも適合すること。
 - ・住宅に係る登記事項証明書（建物）の内容が最新の状態になっていること。
 - ・補助対象設備の設置の工事開始日及び完了日が平成30年4月1日から平成31年2月15日までの間であること。
 - ・過去に、当該住宅において同一のシステムに係る市の補助金の交付を受けていないこと（補助金の交付を受けた者と別の世帯を構成する者が設備を設置する場合は除く）。
 - ・共同住宅（賃貸住宅除く）の場合は、システムを自らの専有部分の用に供し、かつ、システムの設置箇所の使用についての共同住宅の管理組合の総会の議決又はすべての区分所有者の同意を得ること。
- (6) **新築住宅**の場合は、次のいずれにも適合すること。
 - ・補助対象設備の設置の工事開始日及び完了日が平成30年4月1日から平成31年2月15日までの間であること。
 - ・その新築住宅を所有していること（2親等以内の親族がその住宅を所有する場合を含む）。なお、「登記事項証明書」により確認します。
 - ① 表題部のみを登記される方

表題部の「所有者」欄について、「所有者」が新住所で登記していること。
 - ② 表題部及び権利部を登記される方

「権利部（甲区）（所有に関する事項）」について、「権利その他の事項」欄の所有者が新住所で登記されていること。
 - ・その新築住宅に居住していること。なお居住については、市の住民情報照会又は新住所の住民票により確認します。

(7) **建売住宅**の場合は、次のいずれにも適合すること。

- 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 15 日の間に建売住宅の引渡しを受けること。
※引渡し日は新住所への住民登録日または建物登記日（表題部登記のみの方は「表題部登記日」、権利部まで登記の方は「権利部登記日」）のいずれか早い方の日付で判断します。
- その建売住宅を所有していること（2親等以内の親族がその住宅を所有する場合を含む）。
なお、「登記事項証明書」により確認します。

① 表題部のみを登記される方

表題部の「所有者」欄について、「所有者」が新住所で登記していること。

② 表題部及び権利部を登記される方

「権利部（甲区）（所有に関する事項）」について、「権利その他の事項」欄の所有者が新住所で登記されていること。

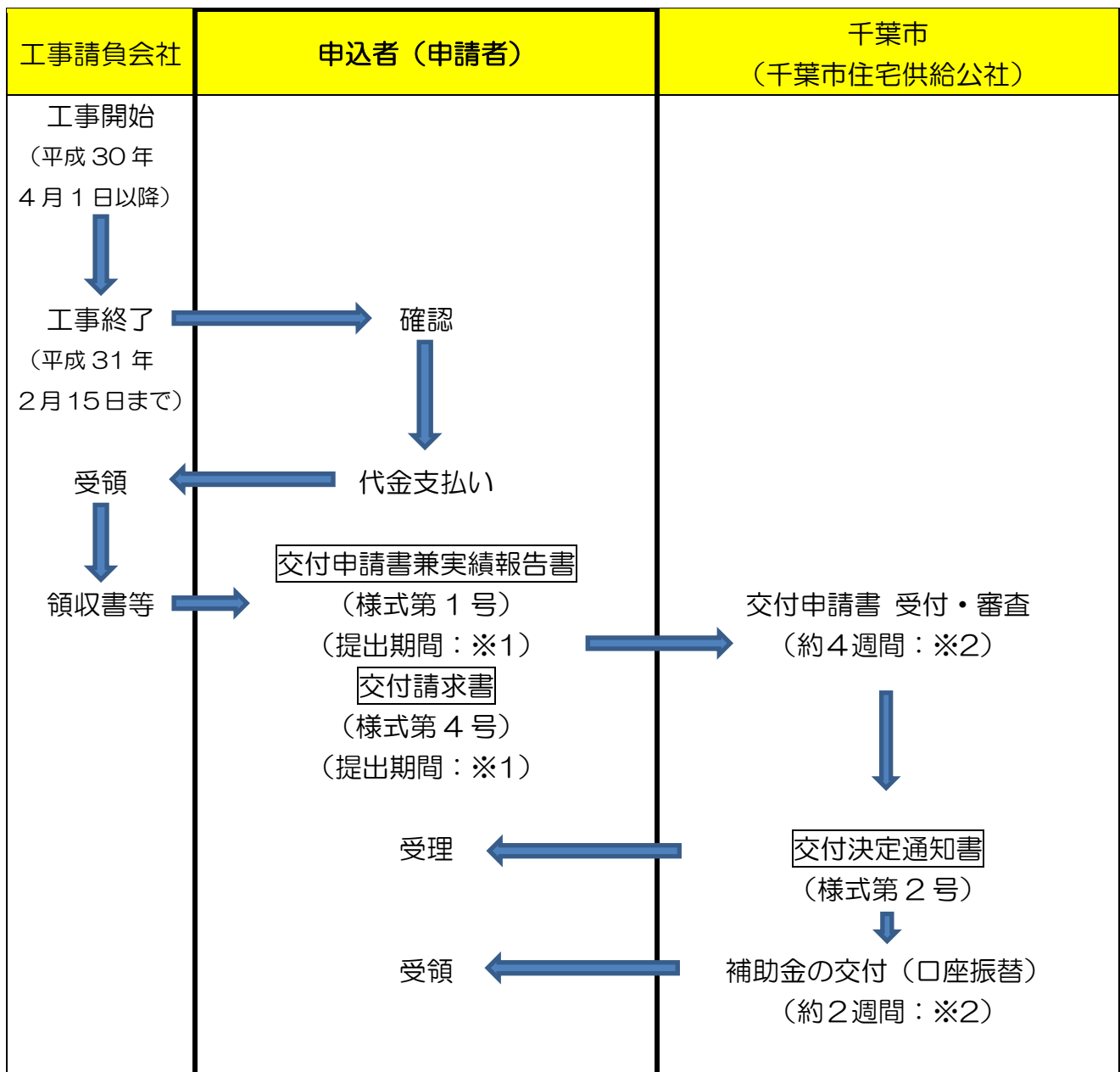
- その建売住宅に居住していること。なお居住については、市の住民情報照会又は新住所の住民票により確認します。

(8) **家庭用燃料電池システム**の場合は、既築住宅にあっては当該システムを設置した年度内、新築住宅及び建売住宅にあっては住宅を取得した年度内に、国が実施する平成 30 年度「家庭用燃料電池システム導入支援事業」において、当該システムを対象に補助金の交付決定を受けていること。

(9) システムが次ページの仕様に適合していること。

システム名	システムの仕様
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、導入された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット（kW）未満であること。</p> <p>※既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存の設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p> <p>(5) 未使用品であること。</p>
太陽熱利用給湯システム	<p>不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、太陽熱エネルギーを集めて給湯や空調に利用するソーラーシステム（以下「強制循環式」という。）であり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することのできるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>
地中熱ヒートポンプシステム	<p>地中の熱（冷熱を含む。）を熱源として、その熱をヒートポンプでくみ上げることにより、冷暖房・給湯用のエネルギーとして利用するものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) エネルギー消費効率（COP）が3.0以上のものであること。</p> <p>(2) 地中熱交換器（熱交換井を含む。）は適切な深度または総延長を有し、十分な採熱、または放熱ができるものであること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p>

4 補助金交付の流れ



※1 申請受付期間

平成30年4月27日（金）～平成31年2月22日（金）
 （土・日・祝日、平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く。）

※2 受付・審査に要する期間は目安です。申請が集中する時期は、上記の目安に加えて1～2週間かかることがあります。また、書類に不備や不足がある場合は、さらに日数がかかります。

5 補助金の交付を受けるために必要な手続

(1) 申請期間

平成30年4月27日(金)～平成31年2月22日(金) <受付時間：9:00～17:00>
(土・日・祝日、平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く)

(2) 提出方法

持参又は郵送(上記期日までに必着)

※同日着で募集予算額、件数を超えた場合、持参の申請を優先して受け付けます。

郵送同日着で同様の場合、抽選により補助対象者を決定します。

※郵送分は、上記期日までに、公社に到着した申請のみ受け付けます。

(3) 提出先

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階
千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係

(4) 書類提出後の流れ

交付申請書類を公社が受理した後、約4週間(これよりかかる場合もあります)で市から「千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」を発送します。

なお、交付申請書類受付後に、千葉市住宅供給公社職員が現地調査を行います。その際、申請者へ事前にお知らせせず、表札、建物や設備の写真撮影を行いますので、ご了承下さい。

(5) 提出書類

【既築住宅】

- ① 千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ② 登記事項証明書(建物)
※登記事項要約書、登記情報提供サービスを使用して印刷された書類では受付できません。
※表題部の種類①欄に、「居宅」に加え「事務所」「店舗」「車庫」等が含まれる場合は、**全階の見取図**(寸法・面積を記入し、居住部分を色付けしたもの)を添付してください。
- ③ **【申請者のほかに建物所有者又は契約者が存在する場合】**同意書(別記様式1号)
- ④ システムの導入費用に係る工事請負契約書の写しで、**表紙の余白部に申請者自署のうえ、原本に相違ない旨を記したもの**(例:「原本に相違ありません。〇〇〇〇(申請者氏名自署)」)
※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
※申請者氏名が記載されていること。
※社印、代表者印または支店長印が押印されていること。
※「見積書」及び「ローン契約書」は受け付けられません。
- ⑤ 導入設備等証明書(必ず住宅供給公社HPから書式をダウンロードして作成してください)
※1 設置場所、2 補助対象設備の設置工事開始日、工事完了日及び引渡し日、3 設備の仕様及び金額、4 担当者に関する事項が記載されたもの。
※工事請負契約書の発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
※社印及び代表者印または支店長印が押印されていること。(原本提出必須)
- ⑥ システムの導入費用に係る領収書の写しで、**表紙の余白部に申請者自署のうえ、原本に相違ない旨を記したもの**(例:「原本に相違ありません。〇〇〇〇(申請者氏名自署)」)
※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
※社印、代表者印または支店長印が押印されていること。
※領収書を他の工事と併せて発行する場合は、但し書きに「〇〇工事〇〇円含む」と記載してください。
- ⑦ システム導入費用に係る領収内訳書(必ず住宅供給公社HPから書式をダウンロードして作成してください)
※費用、型番、メーカー、モジュール枚数、最大出力値等の内訳を記載したものをご用意ください
※領収書の発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
※社印及び代表者印または支店長印が押印されていること。(原本提出必須)
- ⑧ システムの配置図(太陽光パネルの配置図、立面図等)
※太陽光発電システム以外の申請時には、平面図等にシステムの設置場所を示したものをご用意ください。
- ⑨ システム設置前のカラー写真(「住宅全景」・「近接」)

- ※「システム設置後の写真」との比較が容易にできるように、システム設置の前後とも同じ位置から撮影してください。
- ※写真の撮影方法における詳細については、「各書類の記入及び提出時における注意点」をご確認ください。
- ※写真に関しては、黒板入りで撮影日が分かる写真であること。
- ⑩ システム設置後のカラー写真（「住宅全景」・「近接」・「システム型式番号」等）
- ※「システム設置前の写真」との比較が容易にできるように撮影してください。
- ※写真の撮影方法における詳細については、「各書類の記入及び提出時における注意点」をご確認ください。
- ※撮影写真から補助対象機器の型式が確認できないケースが多くなっています。
- 必ず型番が確認できる書類を添付してください。
- ※写真に関しては、黒板入りで撮影日が分かる写真であること（ただし、太陽光発電システムのモジュール枚数を確認する写真に関しては、黒板は不要です）。
- ⑪ **【太陽光発電システム】** 既築住宅であることを確認できる以下の書類
- ・設置前カラー写真
- ※建築工事が完了し足場がとれている住宅の全景が写されているもの（黒板入りで撮影日はいったものに限る）。
- ※太陽光発電設備の設置場所に設備が設置されていない状態であったことが確認できるもの。
- ・登記事項証明書
- ※登記日（権利部の受付年月日）と設置工事着工日が1年未満の場合には「検査済証」または「住宅供給業者が発行する住宅の工事完了引渡し証明書」を添付してください。
- ⑫ **【太陽光発電システム】** 太陽光発電システムと併設する機器の型番を確認することができる以下の全ての書類
- ・保証書の写し（原則）
 - ・当該機器を購入した際の領収書の写し
 - ・設置状況を表す図面
 - ・設置状況を表す写真
 - ・併設機器がHEMSの場合には、仕様が確認できる書類（カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など）
- ※保証書の写しは保障開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるものをご用意ください。
- ⑬ **【太陽光発電システム】** 電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結したことがわかる書類の写し（又は電気事業者から発行される電力受給開始日がわかる書面（「購入電力量のお知らせ」など）
- 詳細は住宅供給公社HPをご覧ください。
- ⑭ **【家庭用燃料電池システム】** 国の補助金交付決定通知の写し
- ※平成30年度に国が実施する「家庭用燃料電池システム導入支援事業」において、当該システムを対象に補助金の交付決定を受けていること。
- ⑮ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類
- ・保証書
 - ・出荷証明書
 - ・出力対比表または検査成績書（太陽光発電システムの場合のみ受付します）
- ⑯ システムを導入する住宅の近辺の案内図（現地確認の際に住宅の場所が容易にわかるもの）
- ⑰ その他市長が必要と認める書類
- * 申請者（同意者又は工事請負契約書の連名者含む）の住所と登記事項証明書の所有者欄の住所が異なっている場合、「住民票」または「戸籍の附票」が必要です。
 - * 導入住宅における申請者の持分が全くなく、建物所有者又は契約者（同意者）が申請者の2親等以内の親族である場合、同一世帯では「住民票（省略無し）」、別世帯では「戸籍謄本」が必要です。
- ⑱ 千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付請求書（様式第4号）
- ⑲ 振込依頼書

【新築住宅】

- ① 千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付申請書兼実績報告書
(様式第 1 号)
 - ② 登記事項証明書(建物)
※登記事項要約書、登記情報提供サービスを使用して印刷された書類では受付できません。
※表題部の種類①欄に、「居宅」に加え「事務所」「店舗」「車庫」等が含まれる場合は、**全階の見取図**(寸法・面積を記入し、居住部分を色付けしたもの)を添付してください。
 - ③ **【申請者のほかに建物所有者又は契約者が存在する場合】**同意書(別記様式 1 号)
 - ④ 建物の工事請負契約書の写しで、表紙の余白部に申請者自署のうえ、原本に相違ない旨を記したものを(例:「原本に相違ありません。〇〇〇〇(申請者氏名自署)」)
※発行元の所在・名称が印字されていないものは受付できません。
※申請者氏名が記載されていること。
※社印、代表者印または支店長印が押印されていること。
※「見積書」及び「ローン契約書」は受け付けられません。
 - ⑤ 導入設備等証明書(必ず住宅供給公社HPから書式をダウンロードして作成してください)
※1 設置場所、2 補助対象設備の設置工事開始日、工事完了日及び引渡し日、3 設備の仕様及び金額、4 担当者に関する事項が記載されたもの。
※工事請負契約書の発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
※社印及び代表者印または支店長印が押印されていること。(原本提出必須)
 - ⑥ システムの導入費用に係る領収書の写しで、表紙の余白部に申請者自署のうえ、原本に相違ない旨を記したものを(例:「原本に相違ありません。〇〇〇〇(申請者氏名自署)」)
※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
※社印、代表者印または支店長印が押印されていること。
※領収書を他の工事と併せて発行する場合は、但し書きに「〇〇工事〇〇円含む」と記載してください。
 - ⑦ システム導入費用に係る領収内訳書(必ず住宅供給公社HPから書式をダウンロードして作成してください)
※費用、型番、メーカー等の内訳を記載したものをご用意ください
※領収書の発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
※社印及び代表者印または支店長印が押印されていること。(原本提出必須)
 - ⑧ システムの配置図
※平面図等にシステムの設置場所を示したものををご用意ください。
 - ⑨ システム設置前のカラー写真(「住宅全景」・「近接」)
※「システム設置後の写真」との比較が容易にできるように、システム設置の前後とも同じ位置から撮影してください。
※写真の撮影方法における詳細については、「各書類の記入及び提出時における注意点」をご確認ください。
※写真に関しては、黒板入りで撮影日が分かる写真であること。
 - ⑩ システム設置後のカラー写真(「住宅全景」・「近接」・「システムの型式番号」等)
※「システム設置前の写真」との比較が容易にできるように撮影してください。
※写真の撮影方法における詳細については、「各書類の記入及び提出時における注意点」をご確認ください。
**※撮影写真から補助対象機器の型式が確認できないケースが多くなっています。
必ず型番が確認できる書類を添付してください。**
※写真に関しては、黒板入りで撮影日が分かる写真であること。
 - ⑪ **【家庭用燃料電池システム】**国の補助金交付決定通知の写し
※平成 30 年度に国が実施する「家庭用燃料電池システム導入支援事業」において、当該システムを対象に補助金の交付決定を受けていること。
 - ⑫ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類
・保証書
・出荷証明書
 - ⑬ システムを導入する住宅の近辺の案内図(現地確認の際に住宅の場所が容易にわかるもの)
 - ⑭ その他市長が必要と認める書類
- * 新築住宅で、導入住宅が土地区画整理事業区域内に位置する場合、仮換地証明書が必要な場合があります。

- * 申請者（同意者又は工事請負契約書の連名者含む）の住所と登記事項証明書の所有者欄の住所が異なっている場合、「住民票」または「戸籍の附票」が必要です。
 - * 導入住宅における申請者の持分が全くなく、建物所有者又は契約者（同意者）が申請者の2親等以内の親族である場合、同一世帯では「住民票（省略無し）」、別世帯では「戸籍謄本」が必要です。
- ⑮ 千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付請求書（様式第4号）
- ⑯ 振込依頼書

【建売住宅】

- ① 千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 登記事項証明書（建物）
 ※登記事項要約書、登記情報提供サービスを使用して印刷された書類では受付できません。
 ※表題部の種類①欄に、「居宅」に加え「事務所」「店舗」「車庫」等が含まれる場合は、**全階の見取図**（寸法・面積を記入し、居住部分を色付けしたもの）を添付してください。
- ③ **【申請者のほかに建物所有者又は契約者が存在する場合】**同意書（別記様式1号）
- ④ 建物の売買契約書の写しで、表紙の余白部に申請者自署のうえ、原本に相違ない旨を記したもの（例:「原本に相違ありません。〇〇〇〇（申請者氏名自署）」）
 ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受付できません。
 ※申請者氏名が記載されていること。
 ※社印、代表者印または支店長印が押印されていること。
- ⑤ 導入設備等証明書（必ず住宅供給公社HPから書式をダウンロードして作成してください）
 ※1 設置場所、2 補助対象設備の設置工事開始日、工事完了日及び引渡し日、3 設備の仕様及び金額、4 担当者に関する事項が記載されたもの。
 ※建物の売買契約書の発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
 ※社印及び代表者印または支店長印が押印されていること。（原本提出必須）
- ⑥ システムの導入費用に係る領収書の写しで、表紙の余白部に申請者自署のうえ、原本に相違ない旨を記したもの（例:「原本に相違ありません。〇〇〇〇（申請者氏名自署）」）
 ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
 ※社印、代表者印または支店長印が押印されていること。
 ※領収書を他の工事と併せて発行する場合は、但し書きに「〇〇工事〇〇円含む」と記載してください。
- ⑦ システム導入費用に係る領収内訳書（必ず住宅供給公社HPから書式をダウンロードして作成してください）
 ※費用、型番、メーカー等の内訳を記載したものをご用意ください
 ※領収書の発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。
 ※社印及び代表者印または支店長印が押印されていること。（原本提出必須）
- ⑧ システムの配置図
 ※平面図等にシステムの設置場所を示したものをご用意ください。
- ⑨ システム設置前のカラー写真（「住宅全景」・「近接」）
 ※「システム設置後の写真」との比較が容易にできるように、システム設置の前後とも同じ位置から撮影してください。
 ※写真の撮影方法における詳細については、「各書類の記入及び提出時における注意点」をご確認ください。
 ※写真に関しては、黒板入りで撮影日が分かる写真であること。
- ⑩ システム設置後のカラー写真（「住宅全景」・「近接」・「システムの型式番号」等）
 ※「システム設置前の写真」との比較が容易にできるように撮影してください。
 ※写真の撮影方法における詳細については、「各書類の記入及び提出時における注意点」をご確認ください。
 ※撮影写真から補助対象機器の型式が確認できないケースが多くなっています。
 必ず型番が確認できる書類を添付してください。
 ※写真に関しては、黒板入りで撮影日が分かる写真であること。
- ⑪ **【家庭用燃料電池システム】**国の補助金交付決定通知の写し
 ※平成30年度に国が実施する「家庭用燃料電池システム導入支援事業」において、当該シ

- システムを対象に補助金の交付決定を受けていること。
- ⑫ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類
 - ・保証書
 - ・出荷証明書
 - ⑬ システムを導入する住宅の近辺の案内図（現地確認の際に住宅の場所が容易にわかるもの）
 - ⑭ その他市長が必要と認める書類
 - * 新築住宅で、導入住宅が土地区画整理事業区域内に位置する場合、仮換地証明書が必要な場合があります。
 - * 申請者（同意者又は工事請負契約書の連名者含む）の住所と工事請負契約書の契約者欄または登記事項証明書の所有者欄の住所が異なっている場合、「住民票」または「戸籍の附票」が必要です。
 - * 導入住宅における申請者の持分が全くなく、建物所有者又は契約者（同意者）が申請者の2親等以内の親族である場合、同一世帯では「住民票（省略無し）」、別世帯では「戸籍謄本」が必要です。
 - ⑮ 千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付請求書（様式第4号）
 - ⑯ 振込依頼書

6 注意事項

- (1) 最近、反射光などによる苦情やご意見が増えておりますので、設備の設置にあたっては施工業者とご相談の上、周辺環境への影響について十分な配慮をお願い致します。
- (2) 各提出書類の氏名欄には、申請者の方の自署が必要です。なお書類の訂正（修正ペン、訂正印不可）がある場合は、「各書類の記入及び提出時における注意点」をご確認の上、処理をお願いします。また、鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (3) 公的機関が発行する書類（登記事項証明書等）は、3ヶ月以内に発行した書類を提出してください（郵送の場合は、書類の原本を提出してください。持参で書類を提出され、窓口で原本の確認ができた場合は、写しの提出でも構いません）。
- (4) 資源エネルギー庁の設備認定処理期間の変更等により電力会社との電力需給契約が遅れる場合があります。申請受付期間に間に合うよう余裕を持ったスケジュールでのご申請をお願いします。
- (5) 申請者の方は本制度についてご理解いただき、各種手続は原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届（様式第7号）を提出することにより、手続を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (6) (5)の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (7) 各提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、一切の責任を負いかねます。
- (8) その他各書類の記入例、注意事項等について「各書類の記入及び提出時における注意点」に掲載しておりますので、各書類の提出前に必ずご確認ください。
- (9) 郵送事故等による書類の不受理の責任は負いません。申請書を送付した場合は、住宅供給公社へ電話による到達確認を行うことをおすすめします。

【書類の提出先、お問い合わせ】

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階
千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係（受付時間：9:00～17:00）

電話 043-245-7527

FAX 043-245-7517

E-mail jigyou@cjkk.or.jp

※車でお越しの方は、千葉市役所本庁舎駐車場をご利用いただくと無料です（千葉中央コミュニティセンターの駐車場は有料です）。

【補助金交付担当課】千葉市環境保全課（温暖化対策室）



未来のために、いま選ぼう。